技能実習生の安全管理(事例と対策)

当組合は 1986 年に設立して以降約 8,000 人の技能実習生を受け入れて参りま した。

技能実習生が安心して技能や技術、知識を身につけ、地域社会の一員として受け入れてもらえるよう、全国 6 カ所の拠点に配置された職員が、受入企業と技能実習生をきめ細かくサポートしています。

外国人技能実習生を受け入れる企業の皆様に、効果的な技能実習が実施される ように、月1回以上の受入企業への定期訪問を行っています。

また、技能実習生に対しては、入国時の特別教育や企業配属後の技能講習のサポート等も行っております。

その一方で、日々の仕事や生活のなかでどうしても起こってしまうトラブルや 危険もあるのが事実です。技能実習生をはじめ、外国人労働者の受け入れの一 助になるよう、当組合の長年の実習及び経験からこれまでに発生したトラブル 事例とその対処法についてご紹介します。

- 労働安全衛生関連
- 健康関連
- 事件・事故
- 人間関係
- その他

ここでは、実際に起きた労働災害の事例と対策についていくつかのカテゴリー に分けて紹介しております。

労働災害が起きたら、休業 4 日以上の場合は、遅延なく所轄の労働基準監督署 に報告書を提出します。

休業3日以内の場合は、4半期に1度労働基準監督署に報告書を提出します。

※労働災害が起きても提出を怠ったり虚偽の報告をしたりすると、労働安全衛

生法第 120 条及び第 122 条によって 50 万円以下の罰金に処せられます。

A クレーン等

_{事例1}【クレーン操作ボタンの押し間違いの防止】

工場内にて、金枠(鋳型を保持する金属製の枠)を 2.8t クレーン(床上操作式)で移動操作中、床に置いてあった金枠とクレーンで移動させていた金枠を、クレーン操作ボタンを押し間違えて反対側に移動させてしまった。それにより、床に置いてあった金枠とクレーンで吊っていた金枠の間に右足を挟み、右足膝右側面を剥離骨折した。

操作ボタンは、表示画面が文字の大きさも含めて分かりやすいものとし、外国人実習生でも分かるものとする必要があります。再度実習生に操作の説明をしていただき、表示についても是正していただきました。 (クレーン構造規格第35条において、「クレーンは、そのコントローラーが制御するクレーンの作動の種別及び方向並びに作動を停止する位置が表示されているものでなければならない。」と規定されています。)

事例2【クレーン運転時の安全確認】

工場において、床上操作式クレーンにより砂込めが終了した鋳型(上型と下型と砂;重量 250 kg)を定位置に移動させようとした際、鋳型と地面に置かれた台の間に指を挟み、左環指中節骨骨折した。

労働安全衛生規則第104条違反です。(運転開始の合図)

クレーン運転者は、周囲の安全を確認してから荷を下げなければいけません。注意喚起と安全確認の徹底を行っていただきました。

_{事例3}【電動ウインチのペンダントの見やすい表示対策】

足場解体作業中、電動ウインチのワイヤーを伸ばそうとして電動ウインチのペンダントを操作した際に、誤って巻き上げ方向のボタンを押してしまい、ワイヤー端部を持っていた左手人差し指と左中指が滑車に巻き込まれ、指の第一関節から先を切断(左人差し指)、左中指を負傷した。

電動ウインチのペンダントのボタンを見やすいように是正していただき ました。

B プレス・ロール機

事例1【プレス機による危険の防止(作業開始前点検での安全装置の正常作動の確認)】

工場内にて、プレス機でのトリミング作業中に、プレス機の両手押しボタンの 1 つにバリが詰まり O N の状態となっており、右手でプレス内の製品を取りに 行った時に、左手で下降ボタンを押してしまい、金型が下降し、右手親指・人 差指を挟まれて骨折し、腱・神経を切断した。

作業開始前点検を行うことなく、両手押しボタンスイッチが正常に機能していないまま作業をさせたことは労働安全衛生規則第 136 条違反です。

両手操作式の安全装置の正常動作の確認を厳格に行い、労働者の身体の 一部が危険限界に入らないよう是正していただきました。

事例 2 【ロール機による危険の防止(囲い、ガイドロール等を設ける。)】

工場にて、紐出しロール機を用いて、紐出し鈑金加工を行っていたが、加工を間違え、慌てて材料を取り出そうとして、紐出しロール機に右手を巻き込まれ、右手小指(第一関節部)及び薬指(第一関節部)を骨折した。

労働安全衛生規則第 144 条違反となる事例であり、ロール機の操作者に 危険を及ぼす恐れある部分には、囲い、ガイドロール等を設けなければ いけません。注意喚起と是正をしていただきました。

C グラインダー・電動工具

_{事例1}【グラインダーの砥石の割れの防止】

日本人従業員が手持ち式グラインダーでドリル刃を直そうとして、実習生にグライダーを抑えてもらっていたところ、グラインダーの砥石が割れて実習生の 顎に当たり、下顎骨骨折、オトガイ部創傷、異物混入(鉄粉)した。

手持ち式グラインダーを固定式グラインダーの代わりに使用してはいけませんので厳重注意いたしました。砥石の正しい取付けをしていただきました。

_{事例 2}【電動工具(インパクトドライバー)の安全作業】

作業場において、キャッチクランプのナットを、インパクトドライバー(回転と打撃の機能を兼ね備えた電動ドライバー)で締めようとしていたが、ナットに付着物が有り、締まらなかったので、力を入れて締めようとした時に、左手の親指がキャッチクランプ本体とナットの間に滑り、インパクトドライバーでナットを締めているナットが動き出して、指を挟んで、左手親指骨折した。

- ①インパクトドライバーの回転部に手を近づけない
- ②ナットは安定な状態に固定してから締める。
- ③回転部に手指が巻き込まれないように手袋は着用しないこと

この3点を順守していただくよう徹底して注意喚起を行っていただきま した。

【電動ドリルの接触防止】

建設工事現場で、ホールダウン金物(地震などによる揺れが起こった際に、柱 が土台や梁から抜けないようにするために取り付ける金物のこと)の取り付け を行う作業において、ホールダウン金物を設置する土台の穴の位置がずれてい たので、ホールダウン金物を取り付けたまま、電動ドリルで、ホールダウン金 物の横から無理やり穴を広げようとしたところ、ホールダウン金物に電動ドリ ルが接触してはじかれ、その勢いで電動ドリルを持っていた右手首を捻り、右 手中手骨(薬指部)を骨折した。

電動ドリルを用いて作業を行う場合は、周辺に電動ドリルに接触する可 能性のあるものは除去するなどにより、電動ドリルの周辺に接触するも のがない状態にして行わなければいけません。

D フォークリフト

_{事例}【フォークリフトの荷崩れの防止(パレットの使用)】

工場建屋前で、フォークリフトで運ばれてきた丸棒鋼材(径 100 Φ、長さ 2,261cm、重さ約 150 kg) を受け取る際に、フォークの角度が下向きになって いた為に、1m 程の高さから同丸棒鋼材が転がり落ちてきて、右足甲付近に落 下し、右足親指先端部分を骨折した。

丸棒等を運搬する場合は、ポストパレット(支柱を有するパレット)を 使用し、荷崩れを防止する必要がありますので是正していただきまし た。

E 切りくず

_{事例}【切削屑の飛来等による危険の防止(保護メガネの着用)】

アルミ加工場において、ラジアルソー(軸自在丸鋸盤)により、アルミ部材切 断中に、アルミ破片が刃にかかり、跳ね飛び、右眼(水晶体)にあたり、右眼 角膜裂傷(右眼(水晶体)負傷)した。

保護具(保護メガネ)の着用をしていなかったことは労働安全衛生規則 第106条違反(切削屑の飛来等による危険の防止)です。法令順守を徹 底するように注意喚起していただきました。

F 建設工事等

事例1【型枠解体時の倒壊防止】

建設現場において、システム型枠の接続用のボルトを外していたところ、大型のシステム型枠が手前に倒れてきて、腹部が型枠と後方の足場の間に挟まれ、 外傷性肝損傷、右前腕打撲、右下顎打撲した。

システム型枠の接続用のボルトを外す場合には、型枠が倒れることを防止する安全対策を講じる、あるいは安全な段取りを組んで行う必要があり、是正をしていただきました。

_{事例 2}【足場での転落防止】

建設現場で、足場の落下防止手すりの取り付け作業中、不安定な手すりに乗って作業をしていたところ、足を滑らせ 1.8m 下の作業床と基礎部分に転落して、肋骨骨折した。

不安定な手すりの上で作業をしないこと、安全帯を使用して作業をする ことを徹底するよう注意喚起を行っていただきました。

_{事例3}【建設重機との接触防止】

建設現場において、砕石を敷こうとして、後進して来たバックホウの履帯に左 足を挟まれて、左下腿部(足首)を圧迫骨折した。 バックホウに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある個所に労働者を立ち入らせてはいけません。労働安全衛生規則第 158 条 (接触の防止)違反になりますので是正していただきました。

事例4【かすがいの跳ね返り防止】

住宅工事現場で、小屋組み作業のため、金物のかすがいを仮打ち後、本固定しようとかなづちでかすがいの下部を打った際にかすがいが外れて跳ね返り、顔に当たって右眼を強膜裂傷、結膜裂傷、外傷性前房出血した。

事故事例を示して教育し、跳ね返りに注意して作業を行い、保護メガネ を着用することを徹底するよう注意喚起をしていただきました。

G 梯子・脚立

_{事例1}【梯子の転移防止対策】

資材倉庫の屋根の上(高さ 2.5m) にあった材料を片付けようと、長さ 3m の梯子をかけ屋根の上に乗り移ろうとした際、梯子が滑り落ち、梯子ごとアスファルトの地面に落ち、左手首、顎(左耳に近い分)を左堯骨遠位仕端骨折・左下顎骨折した。

滑り止めの装置を取り付け、転移防止の措置(先端をしばる、同僚が押さえる等)を講じるよう注意喚起していただきました。

事例2【脚立からの転落防止】

工場において、板金機械(油圧式シャー)の清掃作業中に、機械の横に脚立を設置し、ヘルメット装着にて機械上部の清掃を行っていたが、脚立3段目から足を踏み外し、バランスを崩し、高さ1mから落下し、床に背中を打ち付けた後、後頭部をぶつけ、脊椎(背骨の)圧迫骨折、頭部損傷(頭蓋骨にひび)した。

3点支持(両手・両足の4点のうち3点により身を支える状態又は両足と身体の重心を脚立にあずけた状態)ができない姿勢での脚立を使っての清掃作業は禁止です。

床面の広い移動式足場や作業台を使用するように是正していただきました。

H 感電

_{事例1}【断線修理の作業の感電防止(ブレーカーを切る)】

成型工場内で、断線したヒーターの交換作業において、ブレーカーONのままヒーターの配線を両手で触り、200V電圧に感電し、左手人差指・中指、右手親指・中指を火傷した。

断線修理の作業は、

- ①必ずブレーカーを切る
- ②修理中の表示をして作業を行う
- ③素手で活線の作業を行わない

この3点を徹底していただくよう、注意喚起していただきました。

I その他

_{事例1}【重量物の移動の際の「滑り止めの手袋」と「安全靴」の着 用】

加工場内において、片付けの際、延長ロッド(80 kgの円柱状)を移動させようとして、同延長ロッドを起こそうとした際に、手が滑り右足の甲に落とし、右足甲を骨折(第4・5 中足骨)した。

重量物を移動する作業は、「滑り止めの手袋」と「安全靴」を着用する ことを徹底していただくよう、注意喚起していただきました。 工場作業場内で、溶接完了後の4本の看板の支柱(長さ約2.8m・重さ45 kg/1 本)) を運搬するために、4本の支柱を倒す作業において、3本は既に倒し終 えて、残る1本が倒れそうになり、反射的に左手で支えようとして、支えよう とした支柱と他の支柱との間に、左手薬指を挟んで、左手薬指指先を粉砕骨折 及び裂傷した。

複数の長尺で重量のある製品の運搬については、製品が倒れる等による 災害の危険があることより、事前に安全な段取り・作業手順を決めて行 わなければいけません。安全衛生教育、KY 活動、リスクアセスメント 等を実施していただきました。

労働安全衛生規則はこちら

健康関連

_{事例1}【新型コロナウイルス感染】

実習生 2 名のコロナ陽性報告有り。同社では、日本人従業員数名が体調不良を 訴えており、会社は実習生が感染源との見方。

新型コロナウイルス感染で実習を休まざるを得なくなった場合は、健康 保険の傷病手当金あるいは当人が希望した場合は有給休暇を取得するこ とで対応しています。受入企業には、日本人が感染した場合と同じ取り 扱いをお願いしており、感染した事実に加えて国籍による差別がおきる ことがないように注意を払っています。

_{事例 2}【急性すい炎】

腹痛を訴え病院受診、急性すい炎と診断。即日入院し点滴治療、退院まで2週間を要した。

症状や医師の判断によっては受入企業の方に付き添いを要請し、必要に 応じて母国語が堪能な職員が同行し実習生の不安を取り除くようにして います。

事例3【肺結核感染】

実習生が肺結核に感染し排菌していることが判明。保健所の指導で他従業員も 検査を行った。

結核はまだまだ世界各国で見受けられる病気のひとつです。弊組合では、送り出し国出国前に健診を実施しており、結核については胸部エックス検査、喀痰検査を行っています。ただ、結核は発症時期の判断は難しいとされており、結核菌を保有していても必ず発症する病気ではなく、環境が変わったり体調を崩したりすると発症するときがありますので注意が必要です。

_{事例4}【てんかんの疑い】

受入企業の社長より、実習生が作業現場に向かう途中の車内で突然気を失った と連絡を受けた。同僚に起こされ意識は戻ったが、体調不良を訴え、翌日病院 で精密検査を受けたが異常なし。実習は再開した。

この実習生は今回の2年前にも同様に意識を失っており、医師の所見によると、てんかんの疑いがあるとのことでした。いつどこで意識を失うかわからず身を案じますが、てんかんは処方箋で抑えることができる症状であり、法律上もてんかんを理由に仕事を辞めてもらうことはできません。弊機構ではてんかんが疑われる症状が出た実習生については、母国の親族に事実を伝え、当人も親族も実習の継続を希望した場合は、受

入企業にも十分な理解を得て、認定計画どおりの実習を最後まで継続することを目指しています。

_{事例5}【断食月の対応】

断食月と休日出勤の影響で実習生が仕事中に眠たそうにしていた。

イスラム教では年に1度、約1カ月間、日中に断食をする慣習があります。日中断食をする断食月の時期に眠くなったりすることはありますが、イスラム教徒の実習生は誰もが通る道です。

当該実習生には体をコントロールしながら慣らしていき、先輩を見習うように指導しました。宗教に係る行為についてはまず企業にご理解いただきます。彼らは子供のころから毎年行っていることなので過剰な心配は不要ですが、毎年変わる断食期間が日本の真夏に当たると熱中症の危険があるため、水分補給には十分に気をつけることが必要です。

事例1【私傷】

休日にフットサルで転倒し、骨折した。

日本人従業員と同様に、実習生の休日の行動を制限することはできません。実習生にはまずは治療に専念するように伝えるとともに「長期間実習を休むと受入企業の生産計画に狂いが生じて迷惑が掛かる場合があるので、平日休日問わず、公私の時間を問わず、自分で体調管理をしっかり行い、怪我にも気をつけて行動をするように」との指導を行いました。

事例2【宿舎ぼや】

実習生宿舎(古い戸建て)の廊下で出火し、隣室の実習生が消火器で消火した。廊下に置いてあったソファと、周りの壁が燃え、消防にも連絡。実習生がソファの隣にあったゴミ箱に吸っていた煙草の灰を落としていたことが原因と思われたが出火原因は特定できなかった。

ぼやで済んだのは不幸中の幸いであり、煙草を吸っていた実習生には猛 省を促す指導を行いました。なお、弊組合の実習生は個人賠償責任1億 円の実習生保険に加入していますが、火災は補償対象外となっています。

_{事例3}【旅券を預けたことについての注意指導】

警察に逮捕された外国人(弊機構実習生ではなく身元も罪状も不明)が弊機構 実習生のパスポートを所持していたとして、そのパスポートの持ち主の弊機構 実習生が任意で警察の事情聴取を受けた。

パスポートを第三者へ預けることは犯罪収益移転防止法違反になります。パスポートを渡しただけでは罪には問えませんが、犯罪に使用されている可能性があるため事情聴取が行われました。当該実習生と同僚実習生に「パスポートに限らず、在留カード、口座や通帳等を貸し出すことは、知らないうちに犯罪に加担している可能性があること」を十分に認識するように母国語で厳重注意と指導を行いました。当該実習生は犯罪に関与していないことも明白になり実習は継続しています。

_{事例 4}【実習生の詐欺被害】

実習生1名が送金手数料が安い業者を使って海外送金を行おうと指定口座に金約20万円を振り込んだが送金されず、金だけを失った。

まず、所轄の警察署へ詐欺の被害届出を行いました。入国前講習及び入 国後講習でも、海外送金には免許が必要であり、正規業者を使うように 指導を行っていますが、日本での生活が続く中で、つい送金手数料が安 いことを売りにしている業者や個人に安易な気持ちで送金を依頼するこ とがあり、同様のケースがある度に指導を行い、気をつけるように指導 しています。

事例 5

【空き巣被害】

実習生の宿舎に空き巣が入り、同居していた実習生5名中3名が自室に置いて いた財布から現金を盗まれた。

窃盗事件として警察に通報しました。実習生には再発防止策として部屋 とロッカーの施錠の必要性について指導を行いました。技能実習法で は、各人分の施錠でき移動させることができない私有物収納設備が宿舎 に備わっていないといけません。当該宿舎には条件に合致した設備が整 っていましたが、被害に遭った実習生は施錠をしていませんでした。

人間関係

事例1【実習中断希望】

実習生から実習を中断して帰国をしたいとの相談。日頃から会社に馴染めない ことや日本人との関係について悩んでいた。

通訳を交え面談を実施しました。帰国したい理由は、日本人従業員に対する考えということがわかりました。環境が変われば帰国しないで実習を続けることができるということでしたので、受入企業社長と生活指導員に相談しました。日本人従業員の言動など、改善できるところは速やかに改善を図っていただきました。実習生も理解を示し、実習継続となりました。

_{事例 2}【実習生妊娠・結婚希望】

実習生が、実習先の日本人社員との結婚を希望しており、妊娠中。

実習生の出産を妨げることはできません。相手男性も交え、出産に係る様々な公的支援制度を母国語で説明しました。両人の意向で在留資格を 「日本人の配偶者等」に資格変更することになりました。

_{事例 3}【実習生に対する暴言】

実習生より、現場でののしられたとの相談。

暴力は身体的なものに限りません。軽い気持ちで発した言葉だとしても言われた側がどう受け止めるかが問題です。どんなに日本語の上達が遅い実習生でも「バカ」「アホ」「お前はもう〇〇(母国)へ帰れ」といった日本語は理解しています。

軽い気持ちでも口にして欲しくない日本語です。再発防止策として受入 企業の社長から実習生を含めた全社員に対して、社員間の暴言は許さな いという教育をしていただきました。

事例4【海外旅行申請】

ゴールデンウィークに中国への旅行の届出を希望。交際している中国人とので 両親に会うことが目的。

社員旅行で海外に行った実習生もおり、技能実習期間中の日本以外への 渡航は禁止されていません。

_{事例 5}【実習生同士の喧嘩】

実習後に寮の外で喧嘩をした。以前より相性が合わずこれまでに数回の口論が あった。両者ともに怪我を負ったがいずれも実習に影響が無く軽微。 弊組合の母国語通訳を交えての指導により両者反省し、その後は実習を継続しています。実習生達は本プログラムに参加するまでは赤の他人なので実習も寝食ともに一緒ではストレスが溜まるのは当たり前で、実習生だから起きたという問題ではないと考えています。その点は、受入側にも十分に事前の理解を得ておく必要があります。

その他

事例1【3号前の一時帰国と資格変更】

2 号修了後一時帰国しないで 3 号修了した後に 1 度帰国して、特定技能でまた 来たいと実習生から要望があった。

原則として、技能実習3号の実習開始前又は開始後1年以内に一時帰国しなければなりません。当該実習生は当初3号の前に技能実習3年目が修了したらすぐ一時帰国する方向で進めようとしていましたが、新型コロナウイルスの感染状況が悪化していたこともあり、一時帰国を延期することにしました。特定技能への移行については、当時、残りの在留期限が1年以上ありましたので在留中にもう一度よく考えてもらった上で変更することになりました。

_{事例 2}【実習生による休日希望】

土曜日に仕事が入ることが多いが、休みたい日があるとの相談。

基本的に実習を強制させることはできません。どうしても出勤できない 日がある場合は、本人からできるだけ早く社長に伝えるように説明しま した。受入企業には当組合担当者から実習生が休みたい日がある旨を伝 えました。 習後には技能講習 (フォークリフト・玉掛け・クレーン) を実施しています。

_{事例3}【時間外労働 月45時間超え】

月45時間を超える時間外労働が発生した。

技能実習は時間外労働を行うことが前提とされていません。一定の時間を超える時間外労働が行われた場合には外国人技能実習機構に実習時間の変更届け出を行う必要があります。外国人技能実習機構に実習時間の変更届出を行い、受入企業には、時間外労働削減策を講じる必要性を指導しました。具体的にどのように届出を行うかは弊組合の担当者にお尋ね下さい。